

資料番号

総務6

令和3年7月19日

局名 人事委員会事務局

担当者 合同総務課長 道下

公務員課長 井下

直通電話 082-513-5141, 5146

事 務 概 要

令和3年度

広島県人事委員会

目 次

1	人事委員会の役割	1
2	委員会	1
3	事務局	2
4	令和3年度予算	2
5	主な業務	3

1 人事委員会の役割

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関です。

知事や教育委員会などの各任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて勧告、報告するなど、地方公務員法に定められた役割を担っています。

このうち、人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置としての機能を有しています。

2 委員会

(1) 人事委員会は、3人の委員による合議制の執行機関です。

委員は、民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関して識見を有する者を、議会の同意を得て知事が選任します。(任期4年)

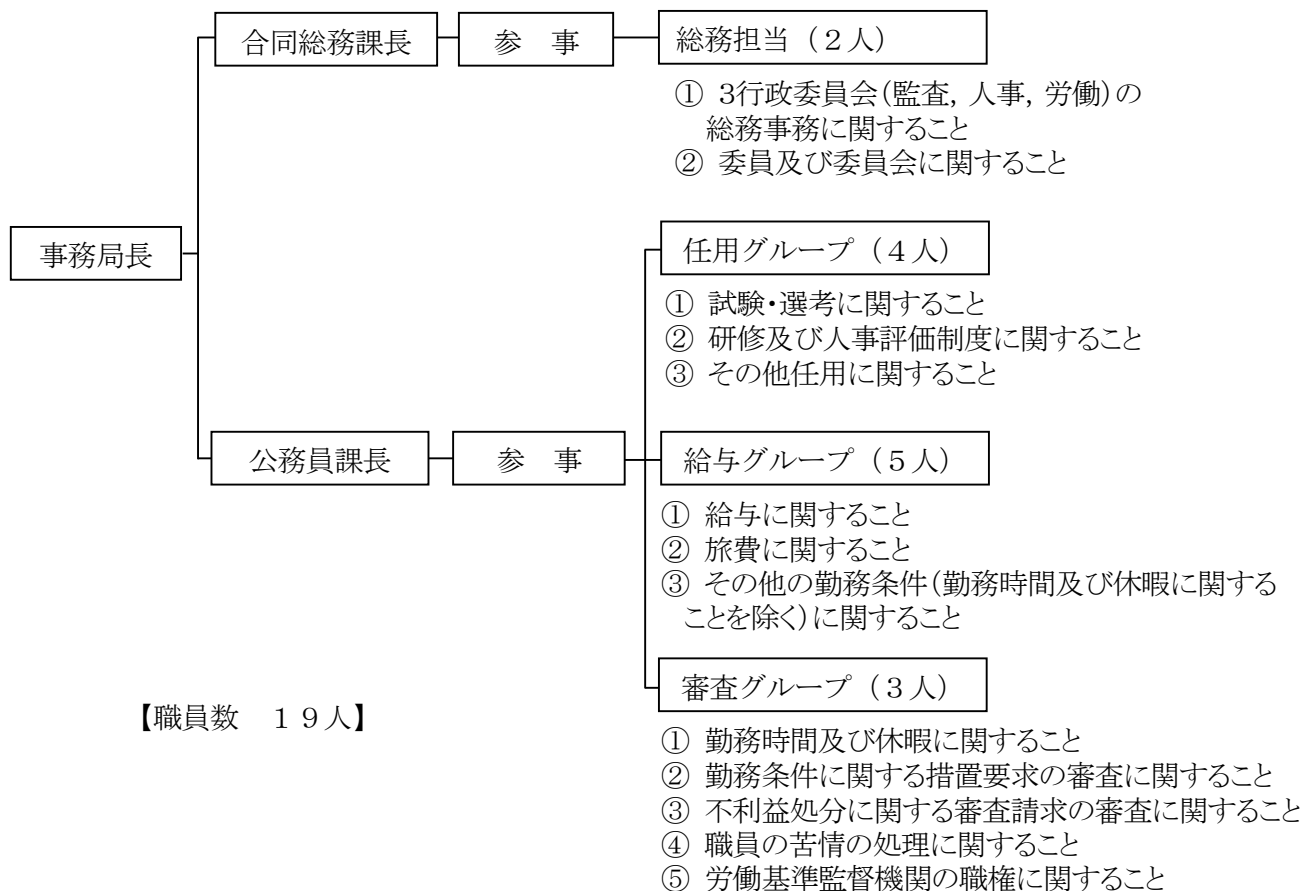
職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	加藤 誠	令和元年7月9日	3期
委員	森 信 秀 樹	令和3年7月8日	4期
委員	津 山 直 登	平成30年7月9日	1期

(2) 会議は、毎月2回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催します。

令和2年度の会議開催状況

開催回数	事項別件数(件)					
	(区分)	任用	給与	審査	共通・その他	計
30	計	67	9	12	50	138
	付議	32	4	6	7	49
	協議	1	0	1	24	26
	報告	34	5	5	19	63

3 事務局



4 令和3年度予算

(款) 総務費

(項) 人事委員会費

(単位:千円)

目	当初予算額		増減 ① -②	令和3年度の財源内訳			説明
	令和3年度 ①	令和2年度 ②		特定財源		一般財源	
				国庫支出金	その他		
委員会費	29,118	29,155	△37	0	1,073	28,045	1 委員報酬 8,047 2 公平委員会事務受託費 470 3 各種採用試験実施費 16,854 4 委員会運営費 3,747
事務局費	169,724	172,224	△2,500	0	2,409	167,315	1 職員給与費 157,575 2 事務局運営費 12,149
計	198,842	201,379	△2,537	0	3,482	195,360	

5 主な業務

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

【地方公務員法8条1項2・4・5号，14条，24条，26条】

職員の給与などの勤務条件は，地方公務員法の規定により，社会一般の情勢に適応するように定めること，さらに給与については，国や他の地方公共団体の職員，民間の給与などを考慮して定めることとされています。

このため，人事委員会では，毎年，民間給与と職員給与の調査を行い，職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本として，給与改定等必要な勧告・報告を，議会と知事に対し行っています。

あわせて，人事行政における諸課題について調査・研究し，必要な報告を行っています。

○ 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（令和2年11月12日）の概要

ア 民間給与との較差等に基づく給与改定

(ア) 月例給

職員給与が民間給与を97円(0.03%)上回っているものの，民間給与との較差が小さく，給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから，改定を行わない。

(イ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

職員の年間支給月数(4.50月)が，民間の年間支給割合(4.45月分)を上回っていることから，年間支給月数を4.45月に引き下げる。支給月数の引下げ分は，国の改定状況や民間の配分状況を踏まえ，期末手当から差し引く。

(ウ) 実施時期

条例の公布日から実施

イ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 高齢層職員の昇給制度の見直し等

国において定年の引上げに伴う高齢層職員の給与水準等の在り方に係る検討が予定されていることから，国の動向や本県の実態等を踏まえ，55歳を超える職員の昇給抑制措置の導入も含めた職員の昇給制度について，改めて検討が必要

(イ) 初任給調整手当

獣医師に対する初任給調整手当について，本県における採用状況や他の都道府県における給与水準を踏まえ，支給月額の限度額の引上げなど，所要の改定が必要

ウ 人事行政における当面の諸課題

(ア) 人材の確保・育成等

- a 多様で有為な人材の確保
- b 能力・実績に基づく人事管理の推進
- c 人材育成
- d 多様な職員が活躍できる職場環境づくり
- e 会計年度任用職員制度の運用

(イ) 働き方改革と勤務環境の整備

- a 時間外勤務の縮減等
- b 両立支援の取組の推進

- (ウ) 職員の健康管理等
 - a 職員の健康管理
 - b ハラスメントの防止
 - c 長距離・長時間通勤の解消
- (エ) 高齢層職員の能力及び経験の活用
- (オ) 不祥事防止に向けた取組の徹底

(2) 職員の採用試験、昇任選考等

【地方公務員法8条1項6号，15条～23条の4】

県職員の採用や昇任は，人事委員会が行う試験又は選考の結果に基づいて行うこととされています。

人事委員会では，任用の基本原則である平等取扱いと成績主義に基づいて，多様化する県民ニーズに対応できる優秀な人材の確保に努めています。

○ 令和2年度 職員採用試験・採用選考実施状況

区 分		受験者数 (A)	合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)
競争試験	大学卒業程度試験	677人	193人	3.5倍
	社会人経験者試験	439人	45人	9.8倍
	短大卒業程度試験	2人	2人	1.0倍
	高校卒業程度試験	187人	31人	6.0倍
	警察少年育成官試験	8人	3人	2.7倍
	警察官(男性)試験	862人	218人	4.0倍
	警察官(女性)試験	289人	29人	10.0倍
	追加公募等	130人	36人	3.6倍
	小 計	2,594人	557人	4.7倍
選考試験	障害のある人を対象とした試験	46人	5人	9.2倍
	そ の 他	53人	12人	4.4倍
	小 計	99人	17人	5.8倍
その他採用選考		114人	114人	
合 計		2,807人	688人	

(注) 人事委員会が任用手続に関与するものに限る。

○ 令和2年度 職員昇任選考実施状況

(単位：人)

職 別	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
局長相当職	4	1		1	6
部長相当職	16	3	2	1	22
課長相当職	45	7	3	9	64
担当監・参事相当職	114	28	9	12	163
主査相当職	50	7	20	47	124
合 計	229	46	34	70	379

(注) 警察本部については警察官を除く。

○ 令和3年度 職員採用試験実施計画

試験区分	公告日	受付期間	第1次試験	最終合格発表
大学卒業程度試験	5月13日	5月13日 ～6月2日	6月20日	8月11日
行政（一般事務B）	5月13日	5月13日 ～6月2日	6月20日	8月20日
第1回社会人経験者試験	5月13日	5月13日 ～6月2日	6月20日	8月27日
第2回社会人経験者試験	8月30日	8月30日 ～9月22日	10月17日	12月3日
短大卒業程度試験	7月2日	7月2日 ～9月7日	9月26日	11月8日
総合土木	5月13日	5月13日 ～6月2日	6月20日	8月11日
高校卒業程度試験	7月2日	7月2日 ～9月7日	9月26日	11月8日
第1回警察官試験	3月1日	3月1日 ～4月13日	5月9日	8月4日
第2回警察官試験	7月2日	7月2日 ～8月31日	9月19日	11月25日

(3) 条例意見の提出

【地方公務員法5条2項】

職員の給与など職員の人事行政に関する条例の制定又は改廃について、議会から意見を求められた場合、意見を申し述べます。

○ 条例案に対する意見（令和2年度）

年月日	条例案	意見
令和2年 5月28日	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	適切と考えます。
令和2年 12月8日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適切と考えます。
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例の一部改正	
	職員の育児休業等に関する条例の一部改正	
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正		
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	

(4) 職員からの措置要求や審査請求の審査

【地方公務員法8条1項9・10号，46条～51条の2】

職員は，人事委員会に対して，給与，勤務時間その他の勤務条件に関し当局により適当な措置が執られるべきことを求めたり，また，懲戒処分などの不利益な処分に対して審査請求を行うことができます。

人事委員会は中立機関として，このような職員の措置要求や審査請求について，事案を審査し，判定や裁決などを行っています。

○ 勤務条件に関する措置要求の状況（令和2年度）

令和2年度当初	新規要求	取下げ	判定	令和2年度末
0件	0件	0件	0件	0件

処理状況（令和2年度末現在）

事案なし

○ 不利益処分に関する審査請求の状況（令和2年度）

令和2年度当初	新規申立て	取下げ	裁決・決定	令和2年度末
0件	0件	0件	0件	0件

処理状況（令和2年度末現在）

事案なし

(5) 職員からの苦情相談

【地方公務員法8条1項11号】

平成17年4月に設けられた苦情相談制度により，職員の勤務条件や職場環境など職場における人事管理に関する職員からの苦情について，相談に応じています。

相談内容に応じて，相談者への制度説明や助言，任命権者への調査の依頼や改善指導などを行っています。

○ 職員からの苦情相談の状況（令和2年度）

（単位：件）

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	受託(市町等)	合 計
給 与					
勤 務 時 間					
任 用		2			2
いじめ・嫌がらせ		1			1
そ の 他					
計		3			3

(6) 労働基準監督機関としての事務

【地方公務員法 58 条 5 項】

知事部局の本庁や地方機関（厚生環境事務所・保健所などは除く）、県立の教育機関、警察署などの事業所に対して、労働基準監督署に代わって労働基準監督機関としての職権を行使する事務を行っています。

労働基準法や労働安全衛生法の規定に基づく各種の許可や届出・報告の受理、事業所に対する実地調査の定期的な実施など、職場環境や職員の労働条件が適正に守られるよう所管の事業所を監督しています。